

トピー工業株式会社の2022年5月27日付け「北越メタル株式会社(当社持分法適用関連会社)に対する株主提案に関するお知らせ」等に対する当社の意見について(サマリー版)

当社の意見①

トピー工業の株主提案は従属上場会社のガバナンスに関する原則に反している

(1) 当社のガバナンス体制はガバナンスに関する原則に即している

支配的な株主を有する上場会社(従属上場会社)においては、支配的な株主と従属上場会社(ひいては支配的な株主以外の一般株主)との間に利益相反が生じ得るといった構造的な問題があります。

このような利益相反の問題に対処するためには、利益相反の監督を行うことが期待されている独立社外取締役が重要であるとされています(コーポレートガバナンス・コード原則4-7)。また、独立社外取締役の比率を高めるほか、経営陣の指名・報酬などの重要事項は、独立社外取締役を中心とした指名委員会・報酬委員会による適切な関与、助言を得て検討すべきとされています(グループガバナンス指針6.3.4、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-10①)。

当社の場合、取締役5名のうち、過半の3名が社外取締役(うち2名が独立社外取締役)であるほか、社外取締役3名を含む指名・報酬委員会を組織するなど、従属上場会社におけるガバナンスのあるべき姿を体現しています。これに対して、今回のトピー工業による株主提案および当社が提案した取締役選任議案等に対する反対意見表明は、当社の役員人事に関するトピー工業の要求を拒否した当社の独立社外取締役2名等を排除し、また、トピー工業の従業員等を当社取締役とすることで、当社の実効的なガバナンス体制を形骸化させ、トピー工業の意向・利益を不当に優先させるためのものです。

支配的な株主以外の一般株主にとって、会社提案と株主提案のどちらが、従属上場会社のあるべき取締役構成であり、また、一般株主の利益となるかは明らかです。

(2) トピー工業の行為はガバナンスの観点から重大な問題がある

2021年2月に、トピー工業より同社執行役員を当社の次期取締役候補として受け入れるよう要請がありました。その理由は、①同社執行役員に取締役の勉強をさせたい、②同社保有の北越メタル株式に関する政策を検討したい、③同社の持株割合に照らして同社の要望を受け入れるべきというものでした。そのため、当社の指名・報酬委員会は、上記要請がトピー工業の利益を図るものに過ぎないと判断し、当該要請を受け入れませんでした。

このような経緯から、トピー工業は、上記のとおり、当社の指名・報酬委員会の委員(独立社外取締役2名を含む)を排除し、また、その従業員等を当社取締役とするために今回の株主提案を行ったのです。

当社は従属上場会社として、支配的株主との利益相反を適切に管理し、支配的株主以外の少数株主利益を保護するため、実効的なガバナンス体制を構築しています。独立社外取締役を強引に排除して、指名・報酬委員会を形骸化させようとするトピー工業の一連の行為は、支配的な株主が自らの意向・利益を優先させるために従属上場会社における実効的なガバナンス体制を崩壊させるものであることから、断じて許されるものではありません。また、このような行為は、コーポレートガバナンス・コードや経済産業省のグループガバナンス指針にも反するものです。

この点について、会社法の第一人者である東京大学田中亘教授からも、本株主提案は、北越メタルのコーポレート・ガバナンスを弱体化させるものであり、本株主提案が可決されれば、北越メタルと

その少数株主の不利益となるおそれがある。また、北越メタルの上場法人株主は、コーポレート・ガバナンスの弱体化につながる本株主提案に賛成することが、自社のガバナンスの重要性についても軽視しているとの印象を与え、自社の名声・評判の低下や、自社の投資家株主との関係悪化を招くといった不利益が生じうることに留意すべきである、とのご意見を得ています。

当社の意見② 当社提案は当社の企業価値向上に資する

(1) 当社の企業価値の向上には現経営陣が必要である

当社の中期経営計画は、素材製品事業に過度に依存した経営では将来的に行き詰まると想定し、当社を取り巻く事業環境の変化を乗り越え、持続的な成長を実現することで株式価値・企業価値を確かなものにすべく、策定したものです。

中期経営計画を完遂するためには、一貫的かつ継続的な経営のもとで、強いリーダーシップが必要ですが、「天下り」や「腰掛け」のリーダーでは真のリーダーシップを発揮できません。また、目まぐるしく経営環境が変化するなか、スピード感を持って経営課題に取り組んでいくためには、立ち止まっている余裕はありません。

したがって、中期経営計画を完遂し、企業価値を向上させるためには現経営陣が必要です。そのため、当社は、指名・報酬委員会等の公正かつ客観的なプロセスを経て、現経営陣5名の再任が当社の企業価値の向上に最適であると判断しました。

(2) 本株主提案はトピー工業の利益のみを追求したものである

前述のとおり2021年2月に、トピー工業から、同社の執行役員を当社の次期取締役候補者とするよう要請がありましたが、その要請理由は「同社執行役員に取締役会の勉強をさせたい（2年後にトピー工業に戻したい）」といった自社の利益のみを意図した身勝手なものでした。そのため、当社は、独立社外取締役を中心とした「指名・報酬委員会」の答申に基づいて、これを拒否しましたが、トピー工業からは、その後も再三同様の要請がなされました。

トピー工業の要請は、当社の筆頭株主であるという立場を利用して、当社の企業価値およびトピー工業以外の一般株主の利益を無視して自らの利益を追求しようとするものであり、そのため、株主提案が可決した場合には、当社の中長期的な企業価値および一般株主をはじめとする株主共同の利益が毀損されるおそれがあります。

(3) 当社提案が当社の企業価値向上の観点からも優れたものである

当社は、急速に変化する事業環境においては、当社の事業を熟知しているプロパー従業員の活躍の重要性が高まっており、そのため、トピー工業からの「天下り」や「腰掛け」ではなく、プロパー従業員の中から経営人材を輩出することがベストと考えています。

2020年度からは、次世代経営幹部候補の育成プログラムを開始し、また、今年度からは、次世代リーダーを支える次々世代を担うリーダー候補の育成も開始することで、当社内から経営人材を継続的・計画的に輩出する仕組みの構築に取り組んでいます。

企業経営における人的資本の重要性が注目されるなか、このようなプロパー従業員の人材育成を核とした成長戦略は、当社が中長期的に企業価値を向上させるうえで優れていると考えます。

なお、トピー工業が公表したリリース等には、事実を意図的に歪曲している箇所がございます。多くの株主の皆さまの適切なお判断を阻害しかねないことを懸念し、本日リリースしました資料において、「トピー工業による指摘の誤り」としてご説明しています。

当社株主の皆さまにおかれましては、以上を踏まえてご判断（当社提案へのご賛成と、トピー工業の株主提案へのご反対）をしていただけますようお願いいたします。

以上

(参考)

「会社提案」と「株主提案」を簡単に対比したものが下記の図です。

よくご覧いただき、株主の皆様の利益を守るために、是非とも会社提案に賛成、株主提案に反対の議決権行使をお願い申し上げます。

| 会社提案 | トピー工業提案 |
|--|--|
| 取締役5名再任 棚橋 章 代表取締役社長 武仲 康剛* 専務取締役 小倉 克彦 社外取締役(伊藤忠商事 非鉄・リサイクル部長) 米田 康三* 独立社外取締役(スリーフィールズ合同会社代表) 中野 久* 独立社外取締役(元損保ジャパン副社長) | 取締役3名選任 大洞 勝義 トピー工業専務取締役 竹内 征規 トピー海運取締役 天川 一彦 元新日本製鐵 (トピー工業筆頭株主の現日本製鐵) |
| 補欠監査役1名選任 大倉 正寿 (新潟工科大学理事長) | 補欠監査役1名選任 中村 毅 トピー工業専務執行役員 |
| 株主全体のために企業価値増大を図る <ul style="list-style-type: none">◆ 全社一丸となって中期経営計画の達成を目指す (明確な事業戦略である「Metal Vision 2030(絆)」、「絆 2024」)◆ 自立自存の企業風土醸成(プロパー社員の育成・登用)◆ 地域に根差した環境循環型電気炉メーカーとして、地元に貢献 更にその先は地域環境事業のトップランナーを目指す | トピー工業の利益のみを追求するもの <ul style="list-style-type: none">◆ 具体的な事業戦略の提案が無い◆ 当社の独立社外取締役を排除し、自社の利益を不当に優先させようとしている◆ 「天下り」「腰掛け」的な人事案の受け入れを求めるものであり、当社の企業価値向上に向けた具体的提案ではない◆ 具体的な事業戦略の提案が無い◆ トピー工業の開示資料には事実を意図的に歪曲するものが多数あり、一般株主のご判断を阻害しかねないものである |

東京大学田中巨教授意見書より

「トピー工業の株主提案が可決されれば、北越メタルとその少数株主の不利益となるおそれがある。また、北越メタルの法人株主は、自社のガバナンスの重要性についても軽視しているとの印象を与え、不利益が生じうることに留意すべきである。」